官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下はオランダ及びベルギーを御訪問になる件（宮内庁六）　一
○保安林の指定をする件（農林水産六七七～六八〇）　二
○保安林の指定を解除する件（同六八一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六八二～六九七）　六
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六一一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六一二）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六一三、六一四）　七
○直轄地すべり防止工事を施行する件（同六一五）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一七四）　七
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　福岡県　沖縄県　大阪市
〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告（農林水産省）
普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法務
公証人任免（法務省）
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、裁定表記載、鬼怒川南部土地改良区連合の定款変更の認可、金融サービス仲介業者保証金取戻し関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、六月十三日東京御発、オランダ及びベルギーを御訪問になり、同月二十六日御帰国になる。

令和八年五月十三日　宮内庁長官　黒田武一郎

○農林水産省告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町下田所九八四、九八七の一、九八七の三、一五三九の一、一五三九の二、一五三九の五から一五三九の一〇まで、一五三九の一二、一五三九の一四から一五三九の一七まで、一五三九の二〇、一五四〇、一五四〇の一、一五四〇の二、一五四〇の四〇の五から一五四〇の一まで、一五四〇の一四から一五四〇の一七まで、一五四〇の一九、一五四〇の二一、一五四〇の二三から一五四〇の二七まで、一五四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上野一〇八一の一、一〇八五の一、一〇八五の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町村之郷一二四五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢字六本松二八の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六本松二八の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町白谷字山田五三三の二・五三三の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢字六本松二八の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六本松二八の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町牛ケ島四字勢戸沼七七の一、七七の二、七七の五、七七の六、七九の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四字勢戸沼七九の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川樅ノ木山字西ノ峯三九二九、三九三〇の一から三九三〇の三まで、三九三一から三九三四まで、三九三六、三九三九から三九四一まで、三九七〇、三九七五、三九七六、字泉屋式五四七五から五四八四まで、五四八六、五四九〇、五四九一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町別枝字稲木畝二七六七の三、二七六七の五、二七六七の七、二七六八の一から二七六八の三まで、二七六八の五、二七六八の七から二七六八の二一まで、字滝ノ上山二八六一の一から二八六一の三まで、二八六一の五から二八六一の一八まで、字鳥形山二八六六の八から二八六六の二八まで、二八六六の三一、二八六六の三九、二八六六の四三、字日比原二七七〇の一、二七七〇の二、二七七〇の二三から二七七〇の三一まで、二七七一の一から二七七一の三まで、二七七一の六、二七七一の八、二七七一の四三、二七七一の四八から二七七一の五二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小川村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

川上村（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県仁多郡奥出雲町上阿井二六三六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

上阿井二六三六の一（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市小友町二七地割五八の一、五八の三、五八の四、六二の三、六二の五、六二の七、六二の九、六二の一一から六二の一六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年五月十四日から同月十六日までの毎日午前九時から午後五時までの間に限る。）。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

神戸須磨南防波堤灯台から真方位百六十八度二千八百メートルの地点を中心とする半径千三百メートルの円内水域並びに神戸須磨西防波堤灯台から真方位五十度三百メートルの地点から神戸須磨南防波堤灯台まで引いた線、同灯台から真方位百六十八度二千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から神戸須磨西防波堤灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第六百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沖沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十九年建設省告示第千八百七十三号で指定した大沖沢川に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沖沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成八年建設省告示第千七百二十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第六百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沖沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県小県郡青木村大字村松及び大字田澤の区域内の土地のうち、次の一点から二百十一点までを順次結んだ線及び一点と二百十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°22′06.8528″	138°07′57.4974″
2	36°22′11.1358″	138°07′55.8164″
3	36°22′12.3048″	138°07′55.4164″
4	36°22′13.6038″	138°07′54.8093″
5	36°22′13.8688″	138°07′54.6124″
6	36°22′14.3128″	138°07′54.1973″
7	36°22′14.7049″	138°07′54.0143″
8	36°22′15.8719″	138°07′53.7123″
9	36°22′16.2839″	138°07′53.7293″
10	36°22′17.0399″	138°07′53.2863″

11	36°22′17.3209″	138°07′53.2133″
12	36°22′19.5429″	138°07′52.8992″
13	36°22′20.0759″	138°07′52.7932″
14	36°22′20.7740″	138°07′52.1512″
15	36°22′21.4780″	138°07′51.8672″
16	36°22′21.8020″	138°07′51.8852″
17	36°22′21.9590″	138°07′52.0521″
18	36°22′22.4520″	138°07′51.9791″
19	36°22′23.9820″	138°07′51.6441″
20	36°22′24.2010″	138°07′51.6631″
21	36°22′25.0370″	138°07′51.8521″
22	36°22′25.6340″	138°07′52.0821″
23	36°22′26.3590″	138°07′52.1800″
24	36°22′26.8570″	138°07′51.3180″
25	36°22′27.3150″	138°07′50.5860″
26	36°22′27.5750″	138°07′50.3270″
27	36°22′27.8151″	138°07′49.5270″
28	36°22′28.3251″	138°07′49.0920″
29	36°22′28.2981″	138°07′48.7500″
30	36°22′28.1831″	138°07′48.7110″
31	36°22′27.9261″	138°07′48.2150″
32	36°22′27.7521″	138°07′47.8350″
33	36°22′27.9381″	138°07′47.1170″
34	36°22′28.1471″	138°07′46.7410″
35	36°22′28.5751″	138°07′46.5640″
36	36°22′29.3591″	138°07′45.0490″
37	36°22′29.4091″	138°07′44.7850″
38	36°22′29.5641″	138°07′44.1770″
39	36°22′29.5641″	138°07′44.0480″
40	36°22′29.6371″	138°07′43.9450″
41	36°22′29.9071″	138°07′43.6720″
42	36°22′30.0371″	138°07′43.4650″
43	36°22′30.0721″	138°07′42.9540″
44	36°22′30.5321″	138°07′42.3130″
45	36°22′30.6511″	138°07′42.4420″
46	36°22′30.8761″	138°07′42.5510″
47	36°22′30.9902″	138°07′42.4339″
48	36°22′31.1062″	138°07′40.9220″
49	36°22′31.1832″	138°07′40.5599″
50	36°22′31.3232″	138°07′40.2230″
51	36°22′31.3262″	138°07′39.9740″
52	36°22′31.1012″	138°07′39.6780″
53	36°22′31.0522″	138°07′39.0580″
54	36°22′30.6592″	138°07′38.8030″
55	36°22′30.5392″	138°07′38.6290″
56	36°22′30.4652″	138°07′38.4170″
57	36°22′30.5052″	138°07′38.0220″
58	36°22′30.7192″	138°07′37.6730″
59	36°22′31.2972″	138°07′37.1920″
60	36°22′31.5722″	138°07′36.8140″
61	36°22′31.7682″	138°07′36.1720″
62	36°22′32.9372″	138°07′35.2429″
63	36°22′32.7452″	138°07′34.1399″
64	36°22′32.7892″	138°07′33.6959″
65	36°22′33.0342″	138°07′33.3919″
66	36°22′33.4552″	138°07′32.6529″
67	36°22′33.8983″	138°07′32.3859″
68	36°22′34.3493″	138°07′32.0459″
69	36°22′34.3683″	138°07′31.3679″
70	36°22′34.6003″	138°07′30.6109″
71	36°22′34.4633″	138°07′30.2429″
72	36°22′34.4803″	138°07′29.7479″
73	36°22′34.6143″	138°07′28.5529″
74	36°22′34.8783″	138°07′27.6919″
75	36°22′35.1183″	138°07′27.0139″
76	36°22′35.5713″	138°07′26.5469″
77	36°22′36.2523″	138°07′25.9619″
78	36°22′37.0624″	138°07′25.3558″
79	36°22′36.9004″	138°07′23.6408″
80	36°22′37.0194″	138°07′23.3488″
81	36°22′37.1234″	138°07′23.2068″
82	36°22′37.9534″	138°07′22.9178″
83	36°22′38.2704″	138°07′22.5938″
84	36°22′38.5154″	138°07′22.3088″
85	36°22′38.8074″	138°07′22.0098″
86	36°22′39.2934″	138°07′21.8888″
87	36°22′39.3694″	138°07′20.9498″
88	36°22′40.1185″	138°07′20.1128″
89	36°22′40.9385″	138°07′19.8897″
90	36°22′41.1585″	138°07′19.6617″
91	36°22′41.5445″	138°07′19.1317″
92	36°22′41.5485″	138°07′18.8407″
93	36°22′41.3755″	138°07′18.6347″
94	36°22′40.7785″	138°07′18.6827″
95	36°22′41.2265″	138°07′17.7637″
96	36°22′41.7385″	138°07′17.5617″
97	36°22′41.9135″	138°07′16.9287″
98	36°22′42.3335″	138°07′16.3257″
99	36°22′42.5555″	138°07′15.7557″
100	36°22′42.6542″	138°07′15.6550″
101	36°22′43.1035″	138°07′14.2687″
102	36°22′44.6554″	138°07′14.5752″
103	36°22′45.8916″	138°07′13.5236″
104	36°22′46.5696″	138°07′13.0806″
105	36°22′47.3166″	138°07′12.9086″
106	36°22′49.6099″	138°07′13.1895″
107	36°22′48.0456″	138°07′13.9135″
108	36°22′47.1576″	138°07′14.0276″
109	36°22′46.5256″	138°07′14.1986″
110	36°22′44.9856″	138°07′15.6136″
111	36°22′44.9926″	138°07′16.2536″
112	36°22′44.5500″	138°07′16.2285″
113	36°22′43.9473″	138°07′16.8779″
114	36°22′43.1391″	138°07′16.5602″
115	36°22′43.0455″	138°07′16.7857″
116	36°22′42.5935″	138°07′17.4857″
117	36°22′42.3365″	138°07′18.4627″
118	36°22′42.3635″	138°07′19.2107″
119	36°22′41.9485″	138°07′20.3127″
120	36°22′41.3805″	138°07′20.7157″
121	36°22′40.7215″	138°07′20.9517″
122	36°22′40.5384″	138°07′20.9657″
123	36°22′40.1924″	138°07′21.5087″
124	36°22′40.2474″	138°07′22.3737″

125	36° 22′ 39.9824″	138° 07′ 22.8018″
126	36° 22′ 39.3244″	138° 07′ 22.8568″
127	36° 22′ 39.1114″	138° 07′ 23.0838″
128	36° 22′ 38.6214″	138° 07′ 23.4348″
129	36° 22′ 38.3564″	138° 07′ 23.7848″
130	36° 22′ 37.7244″	138° 07′ 23.9908″
131	36° 22′ 37.9914″	138° 07′ 25.8678″
132	36° 22′ 36.4433″	138° 07′ 26.8828″
133	36° 22′ 35.5713″	138° 07′ 27.8689″
134	36° 22′ 35.3353″	138° 07′ 29.0909″
135	36° 22′ 35.2783″	138° 07′ 29.9309″
136	36° 22′ 35.3623″	138° 07′ 30.1889″
137	36° 22′ 35.3233″	138° 07′ 30.8929″
138	36° 22′ 35.1893″	138° 07′ 31.4099″
139	36° 22′ 35.1733″	138° 07′ 32.5349″
140	36° 22′ 34.3133″	138° 07′ 33.2689″
141	36° 22′ 33.5742″	138° 07′ 34.1849″
142	36° 22′ 33.6492″	138° 07′ 34.5909″
143	36° 22′ 33.7022″	138° 07′ 34.8959″
144	36° 22′ 33.7622″	138° 07′ 35.6219″
145	36° 22′ 33.2362″	138° 07′ 36.2439″
146	36° 22′ 32.7472″	138° 07′ 36.6099″
147	36° 22′ 32.3422″	138° 07′ 36.9049″
148	36° 22′ 32.2752″	138° 07′ 37.3809″
149	36° 22′ 32.2552″	138° 07′ 37.6219″
150	36° 22′ 31.5192″	138° 07′ 38.2510″
151	36° 22′ 31.8472″	138° 07′ 38.6189″
152	36° 22′ 31.8912″	138° 07′ 39.1659″
153	36° 22′ 32.2192″	138° 07′ 39.6009″
154	36° 22′ 32.1372″	138° 07′ 40.2069″
155	36° 22′ 32.0642″	138° 07′ 40.7209″
156	36° 22′ 31.8282″	138° 07′ 41.2369″
157	36° 22′ 31.7842″	138° 07′ 42.3769″
158	36° 22′ 31.7592″	138° 07′ 42.7349″
159	36° 22′ 31.6392″	138° 07′ 43.0619″
160	36° 22′ 31.2011″	138° 07′ 43.7949″
161	36° 22′ 30.7971″	138° 07′ 43.6339″
162	36° 22′ 30.6141″	138° 07′ 44.1560″
163	36° 22′ 30.2841″	138° 07′ 44.5810″
164	36° 22′ 30.0441″	138° 07′ 45.5010″
165	36° 22′ 29.3461″	138° 07′ 46.8930″
166	36° 22′ 29.0941″	138° 07′ 47.2650″
167	36° 22′ 28.8201″	138° 07′ 47.3120″
168	36° 22′ 28.6311″	138° 07′ 47.4500″
169	36° 22′ 28.6001″	138° 07′ 47.8210″
170	36° 22′ 28.4011″	138° 07′ 47.9980″
171	36° 22′ 28.7231″	138° 07′ 48.3940″
172	36° 22′ 28.7771″	138° 07′ 48.7580″
173	36° 22′ 28.7831″	138° 07′ 48.9150″
174	36° 22′ 29.1031″	138° 07′ 48.6010″
175	36° 22′ 29.1171″	138° 07′ 48.6320″
176	36° 22′ 29.0991″	138° 07′ 49.5590″
177	36° 22′ 28.4681″	138° 07′ 50.1810″
178	36° 22′ 28.2701″	138° 07′ 50.8140″
179	36° 22′ 27.9031″	138° 07′ 51.3310″
180	36° 22′ 27.6980″	138° 07′ 51.6180″
181	36° 22′ 27.4570″	138° 07′ 52.0520″
182	36° 22′ 27.2470″	138° 07′ 52.4750″
183	36° 22′ 26.8540″	138° 07′ 53.0310″
184	36° 22′ 26.8010″	138° 07′ 53.0630″
185	36° 22′ 26.5200″	138° 07′ 53.0410″
186	36° 22′ 26.3920″	138° 07′ 53.1510″
187	36° 22′ 25.8760″	138° 07′ 53.1520″
188	36° 22′ 25.8430″	138° 07′ 53.1531″
189	36° 22′ 25.3700″	138° 07′ 52.9881″
190	36° 22′ 24.3040″	138° 07′ 52.8251″
191	36° 22′ 23.7280″	138° 07′ 52.7381″
192	36° 22′ 22.5560″	138° 07′ 52.9711″
193	36° 22′ 22.0650″	138° 07′ 53.1021″
194	36° 22′ 21.5920″	138° 07′ 52.8962″
195	36° 22′ 21.3519″	138° 07′ 52.9872″
196	36° 22′ 20.9369″	138° 07′ 53.5142″
197	36° 22′ 20.4889″	138° 07′ 53.9022″
198	36° 22′ 20.3529″	138° 07′ 53.8432″
199	36° 22′ 19.9159″	138° 07′ 53.8732″
200	36° 22′ 17.9539″	138° 07′ 54.2982″
201	36° 22′ 17.9369″	138° 07′ 54.1493″
202	36° 22′ 16.5209″	138° 07′ 54.6853″
203	36° 22′ 16.1529″	138° 07′ 54.7863″
204	36° 22′ 15.2579″	138° 07′ 55.0483″
205	36° 22′ 14.4579″	138° 07′ 55.2303″
206	36° 22′ 13.6218″	138° 07′ 55.9943″
207	36° 22′ 10.8488″	138° 07′ 57.0284″
208	36° 22′ 09.6258″	138° 07′ 57.5334″
209	36° 22′ 08.5518″	138° 07′ 57.9964″
210	36° 22′ 07.7138″	138° 07′ 58.3624″
211	36° 22′ 06.8608″	138° 07′ 58.7364″

○国土交通省告示第六百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

明泉寺谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市鏡

字火の口　七三三番　一号
地先道路敷　
七三三番　二号

字明泉寺　五四〇六番四　三号
五三五七番　四号
五三五八番九　五号
五三六九番二　六号
地先水路敷　
五四八六番　七号
五四一一番　八号

字室ノ前　七三二番　九号
地先道路敷　

○国土交通省告示第六百十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、次の号に掲げる地すべり防止区域における地すべり防止工事は、この告示の日から国土交通大臣が施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年五月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和七年国土交通省告示第百二十六号で指定した北海道手稲山地すべり防止区域

○防衛省告示第百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月十三日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日から同月二十二日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　路線名　一般国道四号

(二)　道路の種類　道路

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員延長

後別　前　一四・三六～一七・四一（メートル）

後　一四・三六～三二・八二　〇・三六三（キロメートル）

下野市笹原字古舘三〇番一から同市笹原字海道向五九番七まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

五月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問主意書

孤立死及び非正規公務員に関する質問主意書

議事日程

五月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

令和八年五月十二日（火曜日）

午後一時開議

第一　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（内閣提出）

一　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

五月十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

外交防衛委員会に付託

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

農林水産委員会に付託

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

環境委員会に付託

質問主意書転送

五月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四一号）

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第四二号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　松本　洋平

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　松本　洋平

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上五月八日）

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　鈴木　憲和

国土交通大臣金子恭之帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月十日）

中垣内健治

簡易裁判所判事に任命する（五月十一日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　井上　直哉

広島地方裁判所判事に補する

広島地方裁判所長を命ずる

広島簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　堀田　佐紀

司法研修所教官に充てることを解く

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　梶　直穂

司法研修所教官に充てる（以上四月十三日）

東京高等検察庁検事　三井田　守

東京地方検察庁検事　松居　徹

同　久保庭幸之介　同　栃倉　信

同　小川　紀子　同　原島　一郎

司法研修所教官に充てることを解く（各通）

東京高等検察庁検事　荒井　徹伊

東京地方検察庁検事　海津　秀貴

同　古川　貴大　同　恩地　孝幸

同　萩野　哲史

司法研修所教官に充てる（各通）

東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付　白川　史哉

司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（以上四月十四日）

上田　慎　植松　祐二

太田　晃弘　鍬竹　昌利　鐘ヶ江洋祐

田中　良幸　前田　領　豊泉美穂子

藤本　創吉　水橋　孝徳　高野倉勇樹

司法研修所教官の事務委嘱を解く（各通）

菊池　秀　廣畑　牧人　大橋　俊明

牧田潤一朗　白石裕美子　脇　まゆこ

関口　慶太　中村あゆ美　中原　潤一

藤本　孝之　岡本　大地

司法研修所教官の事務を委嘱する（各通）

帷子　翔太　秋山　俊

司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）

林田　祐真　佐々木龍馬

司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上四月十七日）

福岡県

新旧

辞職

（企画・地域振興部長）　勝永　敏也

（保健医療介護部長）　田中　克尚

（商工部長）　見雪　和之

（会計管理者）　石橋　裕次

（議会事務局長）　志方　学

（人事委員会事務局長）　片山　潔

（監査委員事務局長）　中垣　伸一

（労働委員会事務局長）　坪根千恵子

（以上三月三十一日）

同	（企業管理者）	野田　和孝	
政策企画部長	職員等	吉田　聡	
市町村・地域振興部長	同	宮崎　正昭	
人材育成・活躍推進部長	同	浦田　智子	
保健医療介護部長	同	牟田口　徹	
福祉こども政策部長	同	福田　邦裕	
商工部長	同	吉田　憲和	
会計管理者	同	坂田　茂樹	
議会事務局長	同	光永　雅哉	
人事委員会事務局長	同	相野　憲一	
監査委員事務局長	同	若藤　繁裕	
労働委員会事務局長	同	伊津野淳子	
	（以上四月一日）		
企業管理者		見雪　和之	
	（四月二日）		

沖縄県

辞職	新		
	旧		
（沖縄県議会事務局長）		平田　正志	
沖縄県議会事務局長	（沖縄県議会事務局次長）	宮城　優	
	（以上四月一日）		

大阪市

任期満了	新		
	旧		
（デジタル統括室長）		鶴見　一裕	
（総務局長）		吉村　公秀	
（港区長）		山口　照美	
（生野区長）		筋原　章博	
（経済戦略局長）		岡本　圭司	
（財政局長）		阿形　公基	
（契約管財局長）		橋本　広志	
（建設局長）		寺川　孝	
（消防局長）		橋口　博之	
	（以上三月三十一日）		
任期満了		大田　幸子	
辞職		中小路和司	
任期満了		花澤　隆博	
同		間嶋　淳	
同		中谷　広美	
同		齋藤　直樹	
デジタル統括室長	職員等	鶴見　一裕	
総務局長	（大阪港湾局長）	中小路和司	
西区長	職員等	花澤　隆博	
港区長	同	間嶋　淳	
東淀川区長	同	中谷　広美	
生野区長	同	齋藤　直樹	
鶴見区長	（西区長）	三村　浩也	
危機管理監	（健康局長）	劔持　英樹	
経済戦略局長	職員等	岩谷　和代	
財政局長	（総務事務官）	徳重　覚	
契約管財局長	（行政委員会事務局長）	高橋　由佳	
健康局長	職員等	稲田　英信	
こども青少年局長	（こども青少年局長）	佐藤　充子	
建設局長	（危機管理監）	山向　薫	
大阪港湾局長	職員等	高橋　寛	
会計管理者兼会計室長	同	江野　一	
行政委員会事務局	（東淀川区長）	武富　康彦	
消防局長	職員等	山本　博文	
	（以上四月一日）		

官庁報告

官庁事項

国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営阿賀野川左岸土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

令和８年５月13日から令和８年６月３日まで

３　縦覧場所

農林水産省北陸農政局のウェブサイト

普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原	一八七一番一	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年三月十二日付け沖防第千四百二十二号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年五月十三日から同月二十七日まで

防衛大臣　小泉進次郎

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　占用を制限する区域

区域

下野市笹原字古舘三〇番一から同市笹原字海道向五九番七まで

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和八年五月十四日

(七)　図面縦覧場所

関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人佐藤美由紀は願により公証人を免ぜられた。

櫻井佐英は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人栗原正史の後任を命ぜられた。

田中聖浩は公証人に任命され、富山地方法務局所属元公証人**兢木貞**人の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人吉池浩嗣は願により公証人を免ぜられた。

遠藤俊郎は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人吉池浩嗣の後任を命ぜられた。（以上四月三十日）（法務省）

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和八年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和八年五月十三日

国土地理院長　河瀬　和重

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日

令和八年四月二十一日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

北海道　富良野市

岩手県　盛岡市

茨城県　小美玉市

栃木県　芳賀郡　益子町

千葉県　いすみ市

岐阜県　高山市

岐阜県　恵那市

岐阜県　飛騨市

鳥取県　鳥取市

鳥取県　浜田市

島根県　隠岐郡　隠岐の島町

広島県　府中市

高知県　宿毛市

高知県　高岡郡　四万十町

長崎県　大村市

長崎県　対馬市

四、調査期間　令和八年五月十三日から令和九年三月三十一日

公　　告

諸　事　項

工場財団

新潟県上越市南本町一丁目５番５号**株式会社有沢製作所**の工場財団に新潟県上越市南本町一丁目272番地株式会社有沢製作所本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年５月13日

新潟地方法務局上越支局

新潟県上越市南本町一丁目５番５号**株式会社有沢製作所**の工場財団に新潟県上越市大字中田原１番地中田原工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年５月13日

新潟地方法務局上越支局

有権者申出方

元当局所属公証人田近年則の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年５月13日　　名古屋法務局

鬼怒川南部土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和８年４月21日認可したので、第84条において準用する同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年５月13日

関東農政局長　菅家　秀人

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＮＴＴドコモ

２．住所　東京都千代田区永田町二丁目11番１号

３．氏名　代表取締役　前田　義晃

４．取戻しをしようとする保証金の額

35,400,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第６号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和８年11月13日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年５月13日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
堺市中区伏尾２９３３番地１
清算株式会社　株式会社ウォーク
代表清算人　　川嶋進
１　決定年月日　令和８年４月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所堺支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　山室繊維株式会社
１　決定年月日　令和８年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第３号
京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝３８番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
１　決定年月日　令和８年４月２０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所園部支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００４号
東京都大田区南蒲田三丁目11番７号
清算株式会社　稲岡工業株式会社
代表清算人　稲岡喜一
１　決定年月日　令和８年４月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく弁済計画
協定債権者及び清算株式会社は、本協定案が、中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型）に基づく私的債務整理手続において協定債権者の全社同意を得て成立した、清算株式会社作成に係る令和７年９月２日付け弁済計画案（修正版）（以下「本件弁済計画」という。）に基づき、策定されるものであることを確認する。
２　協定債権
⑴　協定債権の確認
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権一覧表」記載のとおりであることを確認する。
⑵　基準債権額及び基準シェア
協定債権者及び清算株式会社は、次項以下に定める協定債権の権利の変更（按分弁済の弁済率計算）の基準となる債権額及び割合については、本件弁済計画に基づき、協定債権者の有する協定債権の

うち、本件弁済計画に基づく基準日（令和６年12月16日）時点における元本債権残高及び同残高シェア（別紙「協定債権一覧表」記載の「基準債権額」・「基準シェア」欄記載の金額及び割合、以下「基準債権額」・「基準シェア」という。）とすることに合意する。なお、東京信用保証協会については、代位弁済により被保証金融機関から取得した基準債権額・基準シェアを用いる。

３　共益費等の支払

清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）は、協定債権に優先して支払う。

４　協定債権の権利変更

⑴　弁済（追加弁済）

清算株式会社は、協定債権者に対し、協定債権（別紙「協定債権一覧表」の「協定債権」）のうち「残元金」につき、本件弁済計画に基づく追加弁済として、基準債権額の2.74567％（以下「協定弁済率」という。）に相当する額（別紙「協定債権一覧表」の「弁済額」欄記載の金額、以下「協定弁済額」という。）を、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月後の日の属する月の末日限り支払う。

⑵　免除

協定債権者は、前項の金員（協定弁済額）の弁済を受けた日において、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（別紙「協定債権一覧表」の「免除額」欄記載の金額）につき、その債務を全額免除する。

⑶　新たに財産が発見された場合の措置

本項⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を基準シェアの割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、協定債権者が本項⑵の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で遡って効力を失うものとする。

５　連帯保証債務の取扱い

協定債権者は、清算株式会社に対して有する協定債権に係る連帯保証人稲岡喜一（以下「連帯保証人」という。）に対する連帯保証債務履行請求権につき、本件弁済計画に基づき、前項⑴に定める清算株式会社からの弁済を受けたときに、その全額を免除する。

但し、連帯保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合（連帯保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含む。）には、連帯保証人は、免除した保証債務及び免除期間分の利息も付したうえで、追加弁済を行うものとする（別紙経営者保証ＧＬ７（3）⑤ニ参照）。もっとも、表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが連帯保証人の故意又は重過失によるものでないときは、新たに判明した財産等により弁済可能な範囲に限り上記但書を適用する。

６　端数の処理

協定債権に対する弁済額（第４項⑴の協定弁済額及び同項⑶の弁済額）の計算において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。

７　弁済の場所

本協定に基づく協定債権に対する弁済は、清算人代理髙橋優の法律事務所（東京都中央区築地４丁目４番１２号　ＯＳ築地ビル３階Ｂ・ゆたか法律事務所）において行う。

但し、協定債権者が自社名義の預金口座への振込を求めたときは、清算株式会社の費用負担において振込送金手続により弁済を実施する。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日

東京都北区西ケ原三丁目五七番一七―三〇七号　（甲）カモミール合同会社

代表社員　山田　泰

東京都北区西ケ原三丁目五七番一七―三〇七号　（乙）アルファキューブ合同会社

代表社員　山田　泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日

東京都江東区豊洲四丁目一一番二〇―一五一七号　（甲）ニコ不動産合同会社

代表社員　鈴木　美幸

東京都江東区豊洲四丁目一一番二〇―一五一七号　（乙）だい吉不動産合同会社

代表社員　鈴木　美幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十五頁（号外第一七九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一三〇頁（号外第一五〇号）

令和八年五月十三日

富山県高岡市米島一〇六一番地二

（甲）ゼオンノース株式会社

代表取締役　松崎　肇

山口県周南市那智町二番一号

（乙）ゼオン山口株式会社

代表取締役　笠本　央

吸収分割公告

当社（乙）は、令和八年七月一日を効力発生日として、吸収分割により日本郵政株式会社（甲、住所東京都千代田区大手町二丁目三番一号）に対して当社が所有するＪＰツーウェイコンタクト株式会社株式及びこれに関連する負債を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一六三頁（号外第一四六号）

令和八年五月十三日

東京都港区赤坂八丁目四番一四号

日本郵政コーポレートサービス株式会社

代表取締役　赤尾　法彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日本郵政コーポレートサービス株式会社（乙、住所東京都港区赤坂八丁目四番一四号）が所有するＪＰツーウェイコンタクト株式会社株式及びこれに関連する負債を甲に承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の取締役会の承認決議は令和八年二月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一六三頁（号外第一四六号）

令和八年五月十三日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長　根岸　一行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。また本件は会社法第七九六条第二項が定める簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会決議を経ずに吸収分割することを予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一四二頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　八十七頁（号外第一五〇号）

令和八年五月十三日
東京都港区赤坂二丁目四番六号
（甲）株式会社ＴＶｅｒ　ＤＡＴＡ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ
代表取締役社長　瓜生　健

東京都港区赤坂二丁目四番六号
（乙）株式会社ＴＶｅｒ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役社長　前田　寿之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の培養菌、酵素類並びに乳製品事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　六十八頁（号外第二八六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十頁（号外第五十号）

令和八年五月十三日
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号
（甲）株式会社野澤組
代表取締役　野澤毅一郎

東京都千代田区有楽町一丁目五番二号
（乙）株式会社野澤組カルチャー
代表取締役　兼子　淳

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ムラセ（住所大分県大分市城東町一〇番二三号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十三日
大分市大字迫四三八番地の五
有限会社ムラセ運輸
代表取締役　村瀬久美子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
北海道留萌市東雲町一丁目三五番地
留萌市水産加工団地協同組合
代表理事　西原　一将

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＦＬＨとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
東京都新宿区百人町三丁目二八番三―三〇五―Ａ
合同会社ＦＬＨ
代表社員　梶原　則夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
東京都国立市東三丁目一四番地の三九
Ｐｌａｔｉｎａ　Ｓｏｌｕｍ合同会社
代表社員　中山　明治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月十三日
東京都千代田区神田三崎町三丁目二番六―四〇四号
Ｂｅｓｔｉｅ．合同会社
代表社員　橋本　剛

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
東京都板橋区舟渡二丁目三一番一―四一五号
合同会社Ｐｒｏｊｉｍｏ
代表社員　西川　貴弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十四日であり、組織変更後の商号はＡＥＲＯＦＯＲＧＥ　ＤＹＮＡＭＩＣＳ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
広島市安佐南区西原一丁目五―九―六〇七
エアロフォージ合同会社
代表社員　池田　喬志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十三日
福岡市東区多の津四丁目四番一二号多の津ビル六〇二号
合同会社マイユウ
代表社員　堀田　暁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十三日
岩手県一関市厳美町字小河原一〇一番地七
有限会社興進運輸
代表取締役　石川　洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百四十九万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　三頁

令和八年五月十三日
東京都港区芝大門一丁目二番一四号ＨｌＯ浜松町三〇九号室
株式会社ＯｐｅｎＨｅａｒｔ
代表取締役　渡邉　晃司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十八日
掲載頁　一二六頁（号外第九十九号）

令和八年五月十三日
東京都青梅市新町五丁目三三番地七ＩＴＳＥビル
株式会社リンクスアーツ
代表取締役　村上　慶

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億五千六百七十七万八千九百三十一円減少し、一億八千七百七十四万三千四百六十二円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　七十六頁（号外第二八六号）

令和八年五月十三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
ＧＭＯエンペイ株式会社
代表取締役社長　森脇　潤一

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月一日を効力発生日として、資本準備金の額を五億五千四百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一六三頁（号外第一四六号）

令和八年五月十三日

東京都港区赤坂八丁目四番一四号

日本郵政コーポレートサービス株式会社

代表取締役　赤尾　法彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百三十五円、資本準備金の額を一億二千七百四万八千九百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　三頁

令和八年五月十三日

東京都渋谷区恵比寿三丁目九番一六号ガーデンヒル恵比寿南三階三〇六号室

株式会社Ａｚｉｔ

代表取締役　吉兼　周優

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百二万五千円、資本準備金の額を二億一千九百九十七万五千円減少し、それぞれ二千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千百五十万円、資本準備金の額を一億三千百五十万円減少し、それぞれ三十万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　一〇四頁（号外第一〇一号）

令和八年五月十三日

岡山市中区中納言町六番二三号

株式会社タカオコーポレイション

代表取締役　髙尾　由紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十三日

東京都練馬区羽沢三丁目三五番一五号

鳥飼光学株式会社

代表取締役　鳥飼　泰生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十三日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

ぎょらん株式会社

代表取締役　樋口　元信

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千九百四十五万八千五百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千八百四十九万千九百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千百五十三万六千百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/ydunfe56

令和八年五月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和八年三月三十一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十三日

大阪府岸和田市大町四七五番地

株式会社スーパーサンエー

確定給付企業年金清算人　福井加良子

訂正公告

令和八年三月十一日（号外第五十号）掲載の農林水産省に係る買収前の所有者等への売払いに関する公告中、記以下の表の「１国有財産の表示」中、「原野　28㎡」とあるのは「原野　26㎡」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

訂正公告

令和八年四月二十一日（号外第九十三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、④「[illegible]」とあるは「[illegible]」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十三日

東京都江東区扇橋一丁目一四番九号

株式会社アイデアツアーズ

代表取締役　瀬戸　隆太

取消公告

令和八年四月二十一日（本紙第一六九一号）掲載の合併公告を取消します。

令和八年五月十三日

名古屋市中区新栄二丁目一二番七号フィールドシティー新栄第一―五Ａ

（甲）合同会社ブリッジコンサル

代表社員　瀬田　正一

愛知県刈谷市高津波町一丁目三一〇番地

（乙）合同会社トム・ソーヤ開発

代表社員　瀬田　正一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	一一	No.50―013／400	No.312―24
〃	三	終りから一一〇	13／186	No.1763／ＥＵ―C
				No.24―2289

（外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件）

（原稿誤り）